

入札公告(案)

こちらは、【(施設整備等、工事を伴うもの)】の参考例です。

本府作成の入札の手引きを参考に、入札公告案を作成ください。

法人名 における 工事名 に伴う一般入札について、次のとおり公告します。

入札参加業者は、この公告の内容を遵守するとともに、入札についての注意事項等を熟知のうえ入札を行うこと。

令和 年 月 日

法人名
理事長

発注者(問い合わせ先)

〒

法人名

担当:

電話: FAX:

メールアドレス

1. 入札に付する事項

(1) 業 務

業務場所

事業所名(住所)

(2) 工事概要

「補助金名(事業名)」を活用し、 整備を行う。

(消防設備、照明設備、空調設備等の移設、増設等工事、給配管工事・電気工事等を含む。)

(3) 工 期

契約締結日から令和 年 月 日まで

入札の手引き P5~7を参考に記載ください。

なお、ア~セは原則必須条件、ソ~は任意で定める条件となります。

2. 入札参加に必要な資格

入札に参加を希望する者は、以下の要件をすべて満たしていること。

ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者。その他、以下の項目にも該当していないこと。

(i) 成年被後見人

(ii) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

(iii) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(iv) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(v) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

(vi) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(vii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ. 府税に係る徴収金を完納していること。

ウ. 消費税及び地方消費税を完納していること。

エ. 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

オ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

カ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

キ. 一般競争入札の公告の日（以下「公告の日」という。）までに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について、同法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。

ク. 対応業種について、(令和 年 月 日)以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

(※上記に示す年月日の設定は、入札の日から 1 年 7 ヶ月前の日)

ケ. 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

(i) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

(ii) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

(iii) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」

という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外

者」という。）、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓

約書違反者」という。）、同規則第 3 条第 1 項各号のいずれか又は同条第 2 項に該当すると

認められる者

(iv) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求

を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は

該当しない。）

コ. 入札を実施する前に、法人等に対して建設工事費を提示し、又は、建設工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動等を行うおそれがない者。

サ. 当該法人の理事長又は理事（新設法人にあっては、法人設立発起人会の代表者又は発起人。以下「法人の理事長又は理事等」という。）若しくはこれらの者の親族（6 親等以内の血族、配偶者

又は3親等以内の姻族。以下「親族等」という。)が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。

シ. 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。

ス. 大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者。(別紙2「大阪府補助金交付規則(抜粋)」によること。)

セ. 府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有する者であること。

ソ. 建設、又は内装一式工事にかかる経営事項審査結果の総合評価値(P)が600点以上の者。
タ. 過去バリアフリーに配慮した建設事業を受注し、完全に履行した経歴を有している者。 等

3. 提出書類の配布方法

上記問い合わせ先までご連絡ください。

Eメールにて配布いたします。

4. 入札参加資格の審査の申請

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、次に定める受付期間に、提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することが出来ない。

(1) 提出書類

ア) 入札参加申請書(指定様式)

イ) 会社案内など(パンフレット・HP URL 等)

ウ) 担当者名刺 1 枚(メールアドレスを記載してください)

エ) 一般建設業又は特定建設業の許可通知書の写し

オ) 経営事項審査結果通知書の写し

(2) 受付期間

令和 年 月 日()～令和 年 月 日()

(午前 時～午後 時)

(3) 提出場所

1. 発注者(問い合わせ先)に同じ。

(4) 提出方法

持参または郵送とする。

(5) 入札参加資格の審査結果の通知

申請者には、令和 年 月 日に一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「結果通知書」という。)を入札参加業者担当者のメールアドレス宛に通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合には、1. 発注者(問い合わせ先)に連絡し確認すること。

(通知内容)

- ・入札参加資格を有すると認めた者にあたっては、入札参加資格がある旨。
- ・入札参加資格を有しないと認めた者にあたっては、入札参加資格がない旨及びその理由。

5. 工事概要説明書の交付および現地確認

(1) 工事概要説明書の交付

入札参加資格を有すると認めた者に対し、「結果通知書」と共に入札参加業者担当者のメールアドレス宛に交付する。

(2) 現地確認

現地確認は、結果通知書の通知の際に別途調整し実施する。

6. 工事概要等に対する質疑及び回答

工事概要等に関して質問がある場合は、下記の期間内に質疑書をメールにて受付。

受付期間：令和 年 月 日 () まで

(1) 提出先

上記1.に記載の連絡先まで

(2) 質疑に対する回答

受付期間の翌日までに、すべての入札参加業者に対し、質疑内容についてメールにて回答を行う。

7. 入札の実施

(1) 日時

令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から

場所

(2) 提出書類

ア. 経営事項審査通知書 (写)

イ. 入札書

ウ. 工事内訳書

エ. 委任状※代理人による入札の場合のみ

(3) 消費税の取扱い

入札金額は消費税及び地方消費税を除いた金額で記載すること。

(4) 落札業者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札業者とする。なお、最低制限価格は設定しない。同額で落札業者となり得る者が2者以上ある場合には、直ちにくじ引きで落札業者を決定する。この場合において、当該入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(5) 支払条件

支払いの時期は工事完了後、請求書を受領し、補助金交付後速やかに振り込みにより支払う。

(例) 着工時月末 10% (令和 年 月末予定)

竣工引渡時月末 30% (令和 年 月末予定)

補助金入金後、残金一括払い (令和 年 月末予定)

(6) 入札の無効

入札参加資格のない者及び提出書類に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 予定価格の公表

入札結果の発表時に口頭で行うと共に玄関前に掲示する。

(8) 開札の方法

全ての入札参加業者による入札が終了した後、直ちに入札場所において、全ての入札参加事業者の立会の下で開札し、発注者の入札執行担当者が入札金額を読み上げる。

(9) 再度の入札

開札の結果、入札額のすべてが予定価格を上回るなど、入札が不調となった場合は、令和 年 月 日 () 時 分より上記7.(1)の場所にて再度の入札を行う。再度の入札の結果、再び不調となった場合は、公告からやり直す。

(10) その他

※一括下請負は一切認めない。

※入札執行日に結果通知書を持参すること。

※入札参加業者が2者以上集まらない場合は、公告からやり直す。

※落札業者となりうる業者が2者以上ある場合は、必ずくじ引きで落札業者を決定する。(入札者は、くじを引くことを辞退することはできない)

※開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。また、一旦その場は入札不落とし、公告から手続きをやり直す場合がある。

※入札参加形態は単体企業によるものとする。

※入札保証金は、免除する。(保証金については、必要であれば条件に付すこと)

ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

※4.(1)の提出書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

※当法人は、提出された書類を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

※提出された一切の書類は返却しない。

※提出した書類に虚偽があった場合、入札の参加はできないものとする。

(11) 結果の公表

入札結果(入札参加業者名・落札業者名・入札金額及び落札金額・予定価格)の公表は玄関前に掲示する。